

中央建設業審議会総会

平成22年7月26日（月）

【事務局（小林室長）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、大森会長代理、清原委員、お二人からはおくれていらっしゃるというふうに向っております。

また、当審議会の定足数でございますけれども、委員の総数の2分の1以上、委員総数20名でございますが、現在13名の委員の方にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。本日の審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、本審議会は公開となっております。

次に、資料の確認に移らせていただきます。本日、お手元に配付いたしました資料につきましては、議事次第に記載したとおりでございます。幾つか種類がございますので、また議事の進行の際にお気づきの点があれば、事務局にお申し付けいただければ幸いです。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行は、平井会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

【平井会長】 会長の平井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に基づきまして、審議に入らせていただきます。議事次第をごらんになりますと、2つの議題が挙がっております。1つは、「経営事項審査の審査基準の改正について」、もう一つが「建設工事標準請負契約約款の改正について」の2つでございます。上のほうが意見聴取、下のほうが決定と書いてありますが、この2つは性質が違うものでございます。これは念のために申し上げるだけでございますけれども、参考資料2をごらんいただきますと、第27条の23という条文が出ておりますが、その3号に、「経営事項審査については、その項目及び基準は、中建審の意見を聴いて国土交通大臣が定める」と、こうなっておりますので、きょうのこの議題の性質は、意見を集約するという趣旨でございます。後で国土交通大臣のほうに意見を申し述べるという手続をとること

になろうかと思えます。

それから（２）の約款の改正についてでございますが、これは第３４条の２号に書いてありまして、「建設工事の標準請負契約約款について、中建審がこれを作成し、並びにその実施を勧告することができる」と、こう規定されておりますので、これはここで決定をするという事項になります。２つの議題につきまして、意見聴取、決定と、それぞれ違った表現になっておりますのは、そういう趣旨でございます。

それでは、まず、「経営事項審査の審査基準の改正について」、議事の（１）でございますが、この点につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【谷協建設業課長】 建設業課長の谷協でございます。それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、経審の関係の資料といたしまして、資料１－１というもの、これが基本でございます。それと、先ほど会長のほうからの話で見いただきました参考資料２の後ろに、参考資料３－１というのと参考資料３－２というものがございます。経営事項審査の関係の資料はこの３点でございますけれども、資料１－１をもとにいたしまして、説明をさせていただきますと思います。字がずっと書いてある資料でございます。

資料１－１、「経営事項審査の審査基準の改正について」ということでございます。１番のところは改正の背景ということで、今までこの審議会で説明させていただきましたようなことが書いておるところでございます。ちょっと一枚めくっていただきまして、２ページ目から「当面の改正事項（案）」ということでございます。４月からのご議論を踏まえまして、当面、以下のとおり改正を行うこととするということでもとめさせていただきます。

（１）が完成工事高（X１点）と元請完成工事高（Z２点）の評点テーブルの上方修正ということでございます。建設投資の減少が続いているということで、X１とZ２の平均点が減少してきておるということでございます。これにつきまして、（１）の下の方に書いてございますが、「X１の平均点及びZ２の平均点を制度設計値の約７００点に近似させるように修正する」ということでございます。修正の手法は、２ページの①から③に書いてございますが、平成２２年度の建設投資額を推計いたしまして、これに基づいて、平成２２年度のX１とZ２の予想平均点を算出すると。これで算出されました予想平均点を、２０年の改正時に制度設計された平均点であります７００点にそれぞれ修正するという形でございます。この修正する際に用いた係数を、X１点とZ２点の評点テーブルの評点

に掛け合わせて評点テーブルを上方修正するというごさいまして、文章で見ると何となくややこしいのでございまして、参考資料3-1、4ページをごらんいただきますと、イメージといたしましてはこういうことございまして、全体の評点テーブルを、今申し上げましたような修正によりまして同じように引き上げをするという、そういう考え方でございまして、これによりまして、完成工事高の経審の制度のウエートが全体として低下することを防ぎまして、それによって自動的にランクが下がるというような事態にならないようにというふうなことでございまして。

続きまして、次の3ページでございまして、2点目の事項といたしまして、経審の評価対象とする技術者に必要な雇用期間を明確化するという点でございまして。現在の評価対象としております技術者は、そこにごさいまして、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」と、そういう考え方になっておりますけれども、審査基準日において雇用期間を定めていなければ評価対象となるということで、その日に雇用されていればいいということで、名義借りなどが行われやすいのではないかとございまして。そこで、評価対象とする技術者は、審査基準日前に6か月以上の恒常的雇用関係がある者に限定することとするという考え方でございまして。この点につきましては、前回まで3か月ということで説明をさせていただいておったかと思っておりますけれども、その後、制度をもう一度詳しく調べて再検討いたしまして、結果的には6か月ということにさせていただくことがいいのではないかとございまして。

といいますのは、そもそも審査基準日前3か月という、その3か月とっておりましたものは、専任の管理技術者を配置する際に、入札申し込み以前3か月間は継続して雇用されていないといけないという考え方でございまして。その入札申し込み以前に3か月という、その入札申し込みの日のとらえ方が、この考え方といたしまして、一般競争の場合ですと、競争参加資格の確認申請日にチェックをします。それより前に3か月間雇用されていないといけないということでございまして、実際の時間の流れ方という目で見ますと、競争参加資格の確認申請をいたしましてから実際に契約するまでに、一般競争の場合、大体3か月弱ぐらいかかるということでございまして、実際の契約の時点から見ますと、6か月ほど常時雇用されている人でないと現場に配置できないという、そういう運用の仕方をしていてございまして、一般競争の場合そうになっているということで、今、直轄の工事などの場合は、基本的にすべて一般競争でやっているということでございまして、そういうものも踏まえまして、6か月間の恒常的雇用ということにするのが適当では

ないかというふうなことで考えております。

それと、「また」ということで高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者につきましては、雇用期間が限定されていても、例外的に評価対象に含めようということがございます。

さらに3つ目、社会性等（W点）での再生企業の評価の見直しということございまして、この点につきましても、下請企業等の意思にかかわらず債権カットなどを行いうる法的整理を行った企業を対象に減点評価を行うべきではないかということございまして、3ページの下のほうに書いてございます。減点手法といたしましては、再生期間中については、経審上の建設業者の信頼性などに関する評価の最大値、これは営業年数で評価をして、60点が最大値でございますけれども、これをW点から一律に減じて評価をするということに加えまして、次の4ページの②でございまして、再生期間終了後、再生期間マイナス60点の期間が終了しました後は、営業年数の評価をゼロ年から、再生ということを一からスタートしていただくという考え方にしてはどうかということでございます。

（4）のW点の評価項目の追加、これは2点ございまして、1点目は、建設機械の保有状況ということでございます。建設機械の保有はかなり負担にもなるわけでございますけれども、一方で災害時などに非常に有用だということもございまして、そういうことで、「このため」ということ書いてございまして、建設機械の保有状況を社会性（W点）のところで加点評価をすることとしてはどうかということでございます。

対象とする機械につきましては、そこに建設機械抵当法の建設機械についてということ書いてございまして、これを全部対象にするのか、あるいは一部がいいのかということころは、もう少し検討させていただく必要があるかもしれませんが、こういう機械につきまして、保有台数に応じて加点を行うということにしてはどうかということでございます。その際、現実の問題といたしまして、リースの形で仕事をされている企業が大変多いわけでございますので、実質的に保有と同じだというふうな考えられるようなリースについても加点評価を行うこととしてはどうかということでございます。

②ISOの取得状況。これは9000シリーズ、14000シリーズということ、ほとんどの都道府県において、それぞれの発注者別の評価点で評価されているということございまして、発注者、受注者双方の負担の軽減という意味から経審で統一的に審査をしようということでございます。

次、5ページでございまして、今後の検討課題と書いてございます。この審議会さま

さまざまな意見をいただいたわけでございますけれども、以下の事項につきましては、まず事務局のほうにおきまして、課題などの整理を行った上で取り扱いについて検討するということとさせていただいてはどうかということでございます。

3点ございまして、1点目は、海外実績の評価対象への追加ということでございます。現在でも海外の実績は完工高に入っているわけでございますが、子会社の分については入っていない。これは国内外問わず統一の扱いであるわけでございますが、海外展開ということ考えた場合に、海外子会社による受注実績の評価のあり方について、課題を整理してみる必要があるのではないかとということでございます。

2つ目は、いわゆる下請経審の話でございまして、ただ、現在の経審とは、公共工事に参入するための現行の経審とは、目的とか役割というのは多分全く違うのではないかとこのように思われますので、基本的な制度設計などを含めて、課題をまず整理してみたいというふうに思っておるところでございます。

3点目は、W点の審査項目の各発注者ごとの弾力的な運用ということございまして、経審の事項と発注者別の評価点の役割分担を含めて、弾力的な対応というようなことについて課題を整理しようということでございます。

経審の関係につきましては、以上でございます。

【平井会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご自由にご発言をいただきたいと思っております。いかがでございましょう。

【小野委員】 何でもよろしいですか。経審についてよろしいんですか。

【平井会長】 はい、どうぞ。

【小野委員】 全中建の小野です。工事完成保証人に関しまして、建設業協会に工事完成保証人をということで少しお話をさせていただきたいと思っております。現在、経営審査が業者の評価を目的に行われているところです。つまり、技術と経営にすぐれた業者を評価し伸ばしていこうと、そういう趣旨があると思っておりますけれども、例えば、住宅を建設しよういたしますと、よい業者も悪い業者も同じように住宅建設瑕疵担保責任保険に入らなければなりません。また、これから施行されます3億円以上の工事につきましては、入札ボンドにみんなが入らなければならない。履行ボンド、履行契約保証金につきましては、すべての業者が一律に義務づけられております。また、次には、同じように経審の点数のいかににかかわらず支払いボンドというものが検討されると、こういうことになっています。つまり、経営審査はあるものの、公共で判断できないというものに関しましては、民間の力

をかりて評価すると、こういうことでありまして、過酷な私どものような競争下でやせ細った業界の利益というものは、経営にすぐれた業者からも、そうでない業者からも必要経費としてボンド会社等に出ていってしまっている結果になっています。

そこで、せめてすぐれた業者の集まりと自称する建設業団体には履行保証の権限を与えていただくということができないだろうか、ということでもあります。少し前の参議院の予算委員会の質疑の中で、協議員が地域の建設業協会が工事を保証するのはどうかと、こういう質問をされましたところ、前原大臣が履行保証に工事完成保証人制度を導入するかどうかは、今後の検討課題という答弁がございましたけれども、民間の中で、先ほど官じゃなくて、民間にある程度任せるといふ面があるという話をしましたけれども、民間の中で業者のことを一番よく知っているのは他の業者であり、建設業界団体ということになるわけです。そういう意味で、かつて静岡県で県の仕事に関してですが、工事完成保証人という制度をやっておりました。そういう例が今までございました。そういう意味で、静岡県がやっていたように、公益法人格を持つ建設業協会に関しては、工事完成保証人制度というものを導入できないだろうかというのが私からの意見であります。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。小野委員、今のご意見は一般的なご意見で、ここで議案になっております経審の個別的な事項についてのご意見と。

【小野委員】 個別という意味ではありません。全体の経審の考え方として、今の経審がすべてを判断するのではなくて、ある程度民間のほうに判断させようという全体の流れの中で、官が把握できないものというものに対して、もう少しそういう制度的な考え方はできないだろうかというのが意見でございます。

【平井会長】 わかりました。ありがとうございます。何か事務局のほうから。

【谷協建設業課長】 小野委員のお話にありましたように、経審ですべてのこと、いろいろなことがカバーできるわけではありませんので、経審でカバーできない部分につきましては、市場の機能を入れるという意味で履行ボンドでございますとか、入札ボンドでございますとか、そういうような考え方も入れて、その企業が市場でどれだけ評価されているのかということによって保証料も違うし、仕事の保証される枠も違うという、そういうような考え方の仕組みとしてボンドなんかを入れているわけでございますけれども、そういう中で、工事完成保証人の制度自体はいろいろな経緯があつて廃止をしたわけでございますけれども、おっしゃっておられる協会などが完成保証人的なことを引き受けるという

ことは、多分、協会がそれぞれの企業を保証するのと、履行保証を協会がするのと同じようなことなのかなというふうにも思うんですけども、わざわざ工事完成保証人といういろいろな経緯があって1回廃止しているものを復活しないと、その趣旨が実現できないものかどうなのかというあたりは、ちょっと検討してみないといけないんじゃないかなと思うんですけども、多分、履行保証を協会がやるというようなことと同じようなことになるんじゃないかと思うんですけども、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

【小野委員】 はい。お願いします。

【平井会長】 委員、よろしゅうございますか。

【小野委員】 はい。

【平井会長】 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。矢野委員。

【矢野委員】 矢野でございます。全体に妥当な案になっていると思いますが、1つ、W点ですね、社会性等について2項目挙げられておりまして、これはこれでいいと思いますけれども、こういう雇用情勢の厳しいときでもありますし、社会的なニーズというのも高まっていることもありますから、高齢者とか、障害者とか、若年者の雇用、そういった点について、何らかの配慮が必要んじゃないかというふうに思います。これは地域性もないわけではありませので、きょうの案で言えば、今後の検討課題の中の3番目の項目に入るのかどうか、そういう整理になっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。その辺の雇用に対する配慮ということは検討する値があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【平井会長】 どうぞ、事務局のほうから。

【谷脇建設業課長】 Wの社会性のところでどこまで見るのかというのは、境目がかなり難しい部分があるかと思えます。経審自体は公共工事に参入する企業に受けていただいているところでございますので、公共工事を行っていただく企業として、若年者、高齢者等々いろいろな社会的な要請があるかとは思いますが、どこまでを企業の評価として加点評価するのかというのは、いろいろな観点から検討しないといけない事項だと思っております。今、矢野委員からお話がありましたような部分は、県のほうの評価では確かに入っているところもございまして、国で統一的にというのは、今最初に申し上げたようなことで、いろいろなことを考えてみないといけないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、3の③のところ、発注者ごとに、例えば県などで評価をするというようにある場合に、経審の仕組みとして、県の手間というか、そういうのが省けるようにお手伝いできるような部分があるのかどうか、そういうような仕組みにつきましては、③のところを考えてみたいと思っております。

【平井会長】 矢野委員、よろしいですか。

【矢野委員】 結構です。

【平井会長】 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ、才賀委員。

【才賀委員】 1つ聞きたいんですけども、社会性のW点ですね、これについて建設機械の保有状況を積極的に評価してということで、個人個人が機械を持ってというふうに見えるんですけども、現状、今、公共工事がこれだけ減ってて、各社が機械を保有して遊ばせておくというわけにはいかないと思うんです。ですから、これについては各地方において、発注者が機械を提供していただけるというようなことも若干考えていただけないかなというふうに思います。

もう1点は、今後の検討課題の中の②元請が下請を選定する場合の評価に用いる下請経審というものがありますけれども、これはぜひ我々専門工事業者としてはやっていただきたいというふうに思います。何でもかんでも競争ということで、安ければいいという今の世の中では、とてもじゃないですけども経営できませんので、ひとつきちんとした経営のできる社会をつくっていただきたい、かように思います。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。今のは建設機械の保有台数が実質的には少ないということですが。

【才賀委員】 今、持ち切れないんです。仕事がないものですから。

【平井会長】 そうでしょうね。しかし、それは保有台数いかんで、機械的になるべくやるものですから、そちらの台数で処理をするということであって、実質的に発注者のほうで費用を負担しているということではない。リースの場合はここに書いてありますが。

【才賀委員】 リースは別だと思えます。

【平井会長】 加点評価というふうになりますけれども。

【谷脇建設業課長】 考え方としては、非常に厳しい状況であるけれども、機械を保有なり、あるいは保有と同じようにリースで、長期の形でのリースをされて、災害などのと

きに即暫時対応できるという体制を厳しい中でも整えておられる企業については、それに応じてプラスで評価をすることがいいのではないかということで、全体の点数としては、そんな大きな点数にはならないかもしれませんが、考え方として、厳しい中であるからこそ加点の評価をということでございます。発注者のほうの機械の提供の話につきましては、もし何かありましたら。

【横山技術調査課長】 機械の種類にもよると思うんですけども、かなり特殊といただきますか、例えば除雪とか、そういうものでしたら直轄の場合も、いわゆる役所が機械を保有して、それを除雪に使っていただくとか、そういうケースがございますけれども、汎用性のある機械の場合は、むしろ全体の効率の中からいうと、固定して持っているよりも、今お話があったようにリースが多いと思うんですが、使っていただくほうがいいと。その経費を我々発注の経費の中に見込むという形ではないかというふうに思います。

この機械の保有を見ようというのは、やはりリースが多いんでしょうけれども、特に保有されているケースとか、そういう場合にそういうものが評価されていないんじゃないかというご意見もあったので、こういうことを今回入れようということではないかと思っております。

【才賀委員】 今、建設業界というのは、ゼネコンさんは機械を持ちませんのでね。専門工事業者が全部機械を持っていますので、その辺のことも考えていただかないと大変かなというふうに思います。

【谷脇建設課長】 話のあれとしては、先ほど才賀委員からございました下請経審みたいなものの発想というのが、今お話のあったようなところがございます、やはり元請としての責任の部分と下請としての責任といたしますか、やっていただいたらいいことと、やっぱりそれぞれで違う部分があるかと思っておりますので、そういう意味で下請の企業を評価する物差しというものがあってもいいのではないかというのが下請経審の発想でございます。ただ、これはこれで、今までと全く違うものでございますので、ちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。

【平井会長】 いかがでございましょうか。特にほかにご意見がなければ、今のご質問と回答があった点も含めて、この原案どおりに了承されて、意見聴取をここに集約したという形をとってもよろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

【平井会長】 ご異議ないようですから、それでは、そのように扱わせていただきます。

どうもありがとうございました。

それから次に、審議会で今回議決する事項ではありませんけれども、経審の虚偽申請防止対策の強化につきまして、事務局のほうで報告をしたいということでございます。お願いいたします。

【谷脇建設業課長】 それでは、資料1-2でございます。今、会長のほうからお話があったように、議決をいただくという事項ではございませんが、中間報告ということでございまして、4月の審議会の中でも、全体の経審の運用などにつきましてご議論いただきました基準の見直しとあわせて、虚偽申請を防止するための対策に力を入れていくというのを話をさせていただきましたが、その取り組みの現在の検討状況ということでの報告でございます。

3点ほどございますけれども、1つ目は、「疑義項目チェックの再構築」ということでございまして、これは現在もやっているわけでございますけれども、なかなかうまく正直働いていないという部分がございます。1の(2)の改善方策のところに書いてございますように、疑義項目チェックに使用中の指標につきまして、これをちょっと再検証を行いまして、基準値の修正と指標の入れかえというのを行おう。加えまして、今、疑義が出てくるのは、非常にたくさんあって、多過ぎてうまく活用できないという部分もございまして、そこがございますように、(2)の2つ目の丸に書いてございますように、重点審査が可能な件数まで絞り込みを実施しようということ。さらに、3つ目の丸にございますように、許可行政庁に直接そういう疑義情報を提供する仕組みを、許可行政庁といいますのは、知事許可の場合は各県という意味でございまして、そこに情報提供する仕組みを新たに導入いたしまして、許可行政庁、各地方整備局と各都道府県でございまして、Y点も含めて重点審査を行っていく。こういうような体制をとりたいと思っております。

大きな2番目といたしまして、「完工高と技術職員数値の相関分析の見直し」ということで、これも全くやっていないわけではございませんで、やっておるのでございますけれども、次のページにかけて書いてございますように、建設投資の減少だとか、経審の基準の見直しということでうまく回っていないところがございます。

(2)の改善方策にございますように、「1技術職員数値当たりの完成工事高」というものを再計算いたしまして、2つ目の丸にございますように、標準的な完工高からの乖離度を許可行政庁に追加で情報提供するというようなことを考えております。さらに、3つ目の丸にございますように、完工高に比べて技術職員数値が極端に高い。水増しの可能

性があるというような部分について警告が出るような、そんなようなシステムを考えているということです。

大きな3番といたしまして、「調査手順書の改訂等」ということで、これは許可行政庁であります各都道府県でいろいろな審査をやっていたかかないといけないということでございますので、調査手順書の内容、これを見直しまして、わかりやすく改訂をしようといったようなところでございます。今回のご審議いただきました審査基準の改正、これの実施とあわせまして、虚偽申請防止対策につきましても、できるだけ早く取りまとめをいたしまして運用していきたいということでご報告でございます。

【平井会長】 今の中間報告につきまして、何かご質問ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に入ります。「建設工事の標準請負契約約款の改正について」というものでございます。

まず、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

【谷脇建設業課長】 それでは、約款の関係でございます。資料といたしましては、ちょっと資料がいろいろございましてあれなんですけど、まず、資料2という1枚紙が1つございまして、これが基本的なことが書いてある紙でございますが、その後ろに別添1から別添4まで、厚い資料でございますが、新旧の形になりましたものがついております。さらに、その後ろのほうに新旧対照条文正誤表というものでございまして、これが実際に約款の改正といたしまして、こういうような形での新しい約款というものが表の形で出ているものでございます。それともう一つ、参考資料のほうで参考資料4という横長の資料でございますけれども、カラーの絵でございます。この資料がございまして、この資料を使いながら説明させていただきたいと思います。

まず、資料2、1枚紙でございますけれども、「建設工事の標準請負契約約款の改正」ということで、今回改正をお願いしておりますのは、そこがございます①②③④という、この4つの約款でございまして、先ほど申し上げましたように、それぞれ別添1から別添4までの形で条文そのものを提出させていただいております。全体の項目はどういう項目があったのかといいますのが、先ほどの横長の参考資料4、これを1枚開いていただきますと、1ページにカラーで資料がございまして、真ん中に大きな1番から5番までであるということでございまして、主な改正事項につきまして、順次、別添の資料を見ていただきながら、主な改正事項の紹介をさせていただきたいと思います。

まず、参考資料4のカラーのほうの1番の①というところから参りたいと思います。別添1の資料を見ていただきますと、右側が現行の条文で、左側が改正案ということで、これは公共工事の標準請負契約約款の改正の案でございます。これを1枚めくっていただきまして、例えば2ページでございますが、先ほどの1の①「甲」・「乙」の呼称の関係、これが2ページの第1条のところでございます。右が、現行の（総則）第1条は、発注者を「甲」といい、請負者を「乙」というということで、すべて「甲」「乙」ということで統一されておりましたけれども、左側の新旧のところでは「発注者及び受注者」という言い方で、「甲」「乙」という呼称をやめまして、すべてを整理してございます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、新旧の8ページを見ていただきますと、3項というのが新設ということで出てございます。これは第10条の3項でございますが、先ほどの表でいいますと、2の③現場代理人の常駐義務の緩和の関係でございます。「発注者は、前項の規定にかかわらず」ということで、「現場代理人の工事現場におけるこれこれに支障がなく、かつ、連絡体制を確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」という新しい標準的な約款を追加させていただきます。

続きまして、15ページ、ちょっと飛びますけれども、21条の2項でございます。これは2の①の関係でございます、工期延長の増加費用の負担の関係でございます。21条の1項のところ、受注者は工期の延長変更を請求することができるという、天候不良などの場合にあるわけでございます。これは無償延長という考え方になっていたわけでございますが、これに2項を追加いたしまして、「前項の規定による請求があった場合は、必要があると認められるときは、工期を延長しないとけない」という話とあわせまして、「発注者は、その工期の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」ということで、発注者側の責に帰すべき場合は発注者が払うという、当然のことではございますけれども、きちっと規定をしたということでございます。

次に、23ページでございます。これは先ほどの表でいきますと、2の④中間前払金のところでございます。これは次のページにかけて条文が非常に長くなっておりますけれども、今まで中間前払金の約款上の位置づけがございませんでしたので、これを34条のAといたしますのは、前金払と中間前金払をセットにいたしまして新しく起こしたものでござ

いまして、基本的な考え方は、従前の前金払の運用の考え方と同じでございます。中間前金払も標準的にあり得るということをこの新しい34条のAで記したということでございます。

次のページの25ページの34条のBというものがございますけれども、これは中間前金がない場合には、こういうような規定になっている。これは従前の規定と同じ規定でございます。

それと、次に36ページでございます。(発注者の解除権)第47条というもので、これは2の②でございます。契約の相手方が暴力団等である場合の解除権の規定ということでございます。47条に発注者が解除できる規定が1号から5号までございましたが、その6号に1つつけ加えまして、「受注者が次のいずれかに該当するとき」ということで、例えばイ号を見ていただきますと、役員等が暴力団員であると認められるときということで、イ、ロ、ハ、ニ、ホまでが、これは元請受注企業そのものが暴力団、あるいはそれと関連がある企業であるという場合に発注者が解除できるというのがイからホまでの規定でございます。その下のへとトの部分につきましては、一次下請の企業との関係について規定したものでございまして、へは、下請契約又は資材とかの契約に当たりまして、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と元請の企業が契約を締結したという場合に解除できる。トは、同じようにイからホまでのいずれかに該当するものを相手方としていた場合に、発注者が知らなかった場合でございます。知らずに契約をしていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったときということで、わかった以上、契約を解除してくれということで、なぜか解除できないという場合には元請との契約を解除する。そういうような考え方でございます。

約款に入れるということでございますので、警察庁などのほうともいろいろと相談をさせていただきまして、まず、公共工事につきまして、一次下請の部分のところまで、まずはそのところについて約款のほうに位置づけをしようということでございます。運用状況などを見ながら、また検討をしていく必要がある部分だというふうに思っております。

次に、41ページでございます。これが1の②のところでございます。公正・中立な第三者の活用ということでございます。52条のAの第4項でございますが、「発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求

めることができる。」ということで、従前の規定は52条のAの上のほうに書いてございますが、協議が整わなかったときに発動されるということでございましたが、協議そのものに第三者を立ち合わせることができるという、そういうような規定を入れたということでございます。公共工事の約款、別添1につきましては以上でございます。

引き続きまして、別添2でございます。民間の契約約款の甲ということで、これは民間の大きな建築工事が主になっているわけでございますが、これにつきましては、別添2で、三段表のようになってございまして、従前からお話ししておりますように、真ん中の民間の旧四会約款、民間のほうで検討された、これを参考にいたしまして、取り入れられる部分については取り入れていこうということで、全部改正の形で左の改正案を作成しております。

ということで、全般的に右端と比べますとかなり変わっているわけでございますが、ポイントのところだけ紹介させていただきますと、1ページをめくっていただいて、2ページでございます。支払方法ということでございます。これは先ほどの例でいきますと、3の①でございまして、出来高払の部分でございます。支払方法のところに「発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。」ということで、その中に部分払ということで、〇月ごとに出来高に相当する金額、下の注のほうに、「〇の部分には、例えば、二、三等と記入する。」ということで、標準的な考え方といたしまして、2ないし3カ月ごとの部分払というものを位置づけさせていただいたということでございます。

次に、4ページでございますが、3の4ページ、1条、総則のところ、それと下の3項でございます。これは3の③のところでございますが、法令遵守でございますとか、書面での通知、これをきちっと位置づけをしたということでございます。

ちょっと飛びますけれども、次は16ページを見ていただきますと、19条でございます。3の②の関係でございまして、第三者に損害を与えた場合等々の話でございます。19条のところで、「発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする」と、当たり前と言えども、規定をさせていただいております。2項につきましても、「受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない」、そういうような事由により第三者に損害を補償するときは、発注者がこれを負担するという考え方を規定させていただいております。

続きまして、26ページでございます。これも先ほどの3の②の続きでございますけれども、請負代金の変更の規定の整備というようなことで、例えば32条の6号でございま

すけれども、長期にわたる契約の場合に、請負代金額の変更を求めることができるという規定があったわけでございますけれども、この6号に長期のところで、「1年を経過した後に」というようなことで、そのこの工事の部分をきちっと特定をして記したというようなものでございます。

さらに、ちょっと飛びますが、31ページの37条のA、これが先ほどお話ししました1の②の第三者の活用というように、次の32ページの3項に公共工事の約款と同じような規定を載せさせていただいているということでございます。

引き続きまして、3つ目、別添3の民間工事の乙のほうでございます。これは主として個人が発注者となって建築工事を行うというものでございまして、この点につきましても、先ほど民間の約款の甲のほうを全面的に改正いたしました。これを参考にしつつ、最初の公共約款のほうも新しい考え方で直しておりますので、この2つを参考としながら、個人の発注者での約款だと、小規模な工事の約款だということを念頭に置きまして改正しております。形としては全部改正ということでございます。

ポイントのところだけ紹介させていただきますと、1ページ目の5、支払方法のところでございます。これは先ほどの例でいいますと、4の①のところでございますけれども、この支払方法につきまして、「発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。」ということで、これは部分払のところでございますが、第1回〇割、第2回〇割、完成引渡しするとき〇割ということで、その次のページの注のところ、〇の部分には、例えばということで、契約成立のとき1割、部分払、1回目3割、2回目3割、完成引渡しするとき3割ということで、これは、今、業界団体などのほうでこういう考え方で個人発注者からの支払いをルール化していこうということで行われております考え方を取り入れて、規定をさせていただいているということでございます。

さらに、その下の3ページでございますが、これも第1条（総則）、民間の甲約款と同じように、総則のところに対等な立場で、法令遵守でございますとか、次の4ページのところ、原則、書面により行うというような指示を、こういったようなことを書かせていただいております。

それと16ページから17ページにかけて、紛争の解決ということで、これも先ほど来申し上げております1の②の第三者の活用というように規定させていただいております。

続きまして、4つ目でございますが、下請契約約款でございます。これは一部改正の形

になってございます。まず、一番上のところの注2のところの「元請負人及び下請負人」ということで線が引かれてございますが、これも先ほどの1の①と同じようなことでございまして、契約の当事者を元請負人と下請負人ということで、これも「甲」「乙」というような言い方で整理されていたものを直したということでございます。

それと同じ1ページの工期のところでございますが、これは5の①の部分でございまして、工期につきまして、注書きでございますけれども、「工期は、下請負人の施工期間とすること。」ということを書かせていただいております。

あと、基本的には今まで説明しましたほかの約款と同じようなところの改正をしておりますが、例えば、6ページを見ていただきますと、これは現場代理人の常駐義務の緩和の部分でございまして、先ほどの例でいいますと、2の③の部分でございまして、公共工事の約款と同じように下請約款におきましても、常駐を要しないことができる場合があるということを規定しております。

さらに、ちょっと飛びまして、20ページの紛争の解決、39条、これも先ほど来お話ししています、あらかじめ協議の段階からその紛争の調停の人を入れることができるというような規定を入れているということでございます。

改正の主たるところは以上のようなところでございますが、最初にご説明いたしました1枚紙の資料2に、恐縮でございますが、戻っていただきますと、資料2の1番の約款の改正は、今ご説明したとおりでございます。2番に今後の検討課題ということでございまして、「以下の事項については、課題等の整理を事務局において行った上で、取り扱いについて検討することとする」というような考え方でいかかということでございます。今回の改正、今の時点で改正をしておいたほうが良いということを、短時間の間でございましたけれども、作業をさせていただいた部分でございます。さらに改正すべき項目があるかどうかを整理する必要があるというふうに思っております。特に、民間の約款のほうにつきましては、民間の取引実態というのが、それぞれいろいろな形で変わったりとか、新しい慣行ができたりというようなことがよくあるわけでございますので、定期的いきちと見直しを実施するというふうにする必要があるのではないかとということが1つでございます。

もう一つは、②に書いてございます。ご意見が出ておりますが、元・下、元請と一次下請の約款まではあるわけでございますが、下請同士の約款というものはないわけでございまして、そういう部分について、今ごらんいただきました約款と同じようなものではないかもしれませんけれども、契約に関する標準的な考え方をまとめるような作業が必要なの

ではないかということで、その整備についても検討してみたいということでございます。

約款の関係につきましては、以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら。

古市委員、どうぞ。

【古市委員】 全建総連の古市でございます。ちょっと順番が後先になるかもしれませんが、資料ナンバー2の一番下の段に今後の検討課題が2つ掲げられておまして、下請間の契約について約款を整備しようという、こういう考え方について、私どもは大変歓迎をしているわけでありまして、であります。表現がいささかいただけないといいますが、確かに下請であるのは間違いないわけでありまして、読み方によっては、あなたたちは下の下だよというふうに言われているような気がいたしまして、下請といえども、自負もあれば誇りもあるわけでありまして、中建審で文章にするときは、少しデリカシーをきかせた表現にぜひしていただきたいなという願いをまず申し上げておきたいと思っております。

それから1番目のところでありますが、前回、私、2つ意見を申し上げました。法令遵守の項については、今ご説明いただいたように取り入れていただきまして、ありがとうございました。

もう一つお願いしたいことがございまして、それは一次下請や二次下請等が倒産などをして、その下請負人の工事代金の不払いですとか、労働者の賃金の不払いについてでありまして、こういうことがたくさん起こっておりまして、これを防ぐために下請約款の中に2つの条項を入れていただきたいという願いをしたわけでありまして、建設業法に基づく立替払条項を入れてほしいということ。もう一つは、立替払金と下請代金の相殺条項を入れてほしい。この2つを入れてほしい、こういう願いをしたわけでありまして、そういう条文を挿入することによって、元請の皆さんの二重払いを回避して、不払いの被害を受けた最下請や現場の労働者の救済をすることができる。こういう趣旨であったわけでありまして。

現状がどういうふうになっているかと申しますと、私どもが今年の4月に日建連さんの加盟会社でありますとか、大手の住宅メーカー43社に対して、こういう立替払制度のような条項を下請約款の中に入れておられるかどうかということをお尋ねしたわけでありまして、43社中26社では、そういう条項を入れているというふうにご回答をいただきまして、大手の皆さんでも、それが入っているのは6割ということのようでありまして、全国

建設業協会の皆さんが作成をして、会員会社をご指導いただいている「工事下請基本契約書」というものを見せていただきますと、賃金などの立替払の条項がしっかり定められているようではありますが、お聞きするところによりますと、残念ながらその活用の実績はそう高くない、こういうふうにお聞きしております。

私どもの組合に2009年4月から今年の3月末までに寄せられた不払いに関する相談が1,880件ございました。組合が関与して、相当たくさんエネルギーを使って解決のための話し合いを行ったわけではありますが、何らかの形で解決を見た件数は1,880件のうち646件でありまして、34%しか解決できなかった。66%は泣き寝入りをしている。その前年でも1,821件相談がございまして、解決をしたのは600件、33%。やはり67%は泣き寝入りをしている。こういう状態でありまして、こういう状況を少しでも改善するために、この下請の契約約款にそういう条項を入れていただくことが、幾らかでも効果を上げることができるのではないかというのが私がお願いした趣旨であります。なかなか難しいねというご説明は、お聞きをしております理解したわけではありますが、元請が倒産した場合の下請代金の支払いをどうするかということについては、大森先生を中心とした検討会がスタートして検討を始めているという報告が前回ございました。一次下請、二次下請、三次下請等の倒産による代金の支払いについてどういうふうにかえるかというようなことについて、約款の中にはなかなか盛り込みにくいけれども、今後こういうふうにしたいというお考えがあれば、ぜひお聞かせをいただきたいなど、こういうふうに思います。

【平井会長】 ありがとうございます。今の古市委員のご発言は、今後の検討課題に関するご発言というふうに。

【古市委員】 今後の検討課題については、表現の仕方ということが1つ。もう一つは、きょうご提案があった約款のことについてであります。

【平井会長】 はい、どうぞ。

【事務局(小林室長)】 今の古市委員のお話の、順番ちょっと前後いたしますけれども、末端の下請の方までの債権の保全ということについて、私のほうからお答えを差し上げたと思います。今回の約款改正は、先ほど課長の谷脇からもお話をさせていただきましたように、緊急にやるべきものということで、当事者間の対等性の確保の部分について、重きを置いて改正をしてきたところでございます。

今、古市委員のお話にございました下請の債権保全、これは当事者間というよりは、当

事者の一方の受注者、あるいは下請負人の側の重層的な構造の中で、どう債権保全をしていくかということをごさいますして、それを当事者間の約束事の中で書いていくことが適切なのかということがあるのと、名前が標準約款でございますので、標準的なタイプとして、これを今の段階で推し進めていくことが適切なのかという2つの課題があろうかと思っています。

今、古市委員からお話ございましたように、元請と一次の間の債権保全につきましては、別途検討の場を設けております。これをなるべく早く結論を得て施行したいと思っておりますが、それをさらに、今度は一次、二次の間、二次、三次の間まで進めていくかということについては、どういうふうにやっていけばいいのかというのは、また別途いろいろ議論していかなければいけないのかなというふうに考えております。下請の次数が下がると、書面契約がなかなかされていないということもあって、債権の確定というものをどういうふうにやっていくかという、いろいろな問題もあろうかと思っておりますので、幾つかの課題を多面的に議論していかなければいけないというふうに思っています。いずれにいたしましても、下請の関係者の皆様から、また詳しくお話をお聞きさせていただいて、勉強を進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

【谷協建設業課長】 それと、資料の2の②番のところで「下・下間の」と書いてございますが、確かにちょっと気持ちが足りなかったかなということ、申しわけなかったと思います。どうしましょう。下請・企業間のとか、そういうような言い方にしておけばいいでしょうか。

【大森会長代理】 専門工事業者間でもいいんじゃないですか。

【谷協建設業課長】 専門工事業者間。よろしいですか。

【平井会長】 古市委員、自身のご提案はございますか。

【古市委員】 あまり適切な言葉は思い浮かびませんが、そこはよく検討いただければいいというふうに思います。

【平井会長】 じゃ、お任せをいただくということで。

【谷協建設業課長】 わかりました。適当な言い方に直すようにしておきます。

それと先ほどの債権保全をどこら辺までというお話がございまして、大森先生に座長をやっていただいて、検討会をしていただいておりますけれども、なかなか重層化をしているところをどこまで見るかというのは非常に難しいかなということで、当面は一次下請ぐらいのところ、まずどのような仕組みになるのかというのを勉強して

みる必要があるのかなと思っております。小林が言いましたように、それを広げていくという考え方も当然必要性があるんですけども、重層化しているものですから、これは日建連さんなんかでも言われていますけれども、ずっと重層化しているのを、逆にそれを短くするといえますか、2次、3次ぐらいのところできるといって、そういう工夫といえますか、そんなこともちょっと考えていく必要があるかなと。その際に、請負代金債権の保全というのは、非常に大事な要素になる部分でもあるのかなと思っております。請負代金債権の保全の仕組みと全体の構造的なものを、全体としてうまく行くように勉強してみたいと思っております。

【平井会長】 ほかにいかがですか。

どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。私は発注者側であります1つの基礎自治体として、この間、幾つか具体的な事例から発言をさせていただきましたが、そのことが、本日示されました標準請負契約約款の改正の中に反映されていることを、大変ありがたく思います。具体的には、公共工事におきます現場代理人の常駐義務の緩和については、大変現実的であるというふうに思います。

それから、発注者でございますので、緊張しながら改正事項を確認しておりますが、例えば工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には、発注者が費用を負担する旨の規定でありますとか、あるいは中間前払金に関する規定が新設されるなど、発注者と受注者が単に「甲」「乙」という言葉を変換するだけではなくて、より一層対等性を持った契約にすべきであるということによって改正がされていますことは、発注者としても、改めてよい意味で責務を果たしていきやすくなる、そういう内容の変更ではないかなというふうに認識しているところであります。

したがって、より一層、受注者と発注者がよりよいコミュニケーションと信頼関係を得ること、さらにはこの契約に至るまでの公正な競争入札等々の取り組みがあるわけでございますので、できる限り標準請負契約約款の公共工事に関するものの改正の趣旨が現場で徹底されますように、この内容の趣旨について浸透を図るべく、国土交通省におかれましては、ほかの自治体等含めまして、ご努力をいただければありがたいと思います。

なお、公共工事の立場から発言をさせていただいておりましたので、民間の建設工事についてはなかなかコメントをさせていただかなかったのですが、今回の4つの約款共通の改正事項の中に、公正・中立な第三者の活用について、紛争が生じた場合だけではなくて、

紛争が生じる前の受注者、発注者間の協議の段階からの活用について提案されておりますので、このような規定の新設がどのような意味があるのかということにつきましても、民間の契約において、できる限り紛争なく進展していくためのありようとして、これもまた浸透していただければありがたいと思います。

以上、これまでの発言が反映されておりますので、私としては、まだこれからの改正の対応もあるかと思えますけれども、現時点での公共工事に関する標準請負契約約款の改正については、よいのではないかなというふうに思っておりますことを発言させていただきます。ありがとうございました。

【平井会長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。野村委員。

【野村委員】 今、ご発言されました清原委員と同趣旨かと思えますけれども、今回の中建審は、経審の基準、そしてまた建設工事標準請負約款の見直し、これを審議されたわけでありまして、我々業界にとりましては、大変有意義な方向に向かっているかなというふうに思っております、大変感謝しております。特に、先ほどお話がありました建設工事の標準請負契約約款の改正、これは4月に開催されました中建審の総会でも業界のほうからお話があったと思えますけれども、ほんとうに皆様方が思っておられる以上に請負者という我々の立場は非常に弱いものであります。そういうことを申し上げたと思えます。今回、契約当事者間での対等性の確保を目指した、非常にいい提言をたくさんいただいたというふうに感じております。ありがとうございました。

また、民間約款、全面的に見直していただくということになったわけでありまして、私ども日建連では、建築協さん、それから土工協さんと一緒に、今年こういうパンフレットを作成いたしまして、置いてありますけれども、会員各社に配布いたしまして、そしてまた、お施主様にもご理解をいただくということで、お施主さん、あるいは会員の皆さん、理解促進のために活動しております。

今回、学識経験者の皆様、そしてまた発注者、あるいは受注者という三者で構成されております中建審で、いわゆる旧四会約款とも整合性を図る観点から、このような約款の改正が行われたということでございまして、工事契約、特に民間工事契約の適正化にとっては、きわめて重要かつ有効なものだと大変期待をしております。ぜひこの約款を、先ほどお話がありましたように広く浸透させて、実効性あるものにしていくためにも、我々も精いっぱい頑張るつもりでありますけれども、国交省の皆さんも引き続きご指導のほどよろ

しくお願いしたい、こう思っております。

以上であります。

【平井会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。大森委員。

【大森会長代理】 ちょっと誤記、細かいことで申しわけないんですけども、若干誤記があるようなんですけども、例えば23条の2行目の「契約書に別段の定めのない限り」、これは多分、契約書の定めるところによりの誤記だろうと思うんですけども、そのほかにも若干誤記と思われることが少しあるんですが、その辺については一々ここでやっているんじゃないかと、会長と事務局のほうで一任という形で決をとらせていただいたほうがよろしいんじゃないかと、後々のために、というご提案です。

【平井会長】 そうさせていただければありがたいと思いますが。

【谷脇建設業課長】 できましたら、この後ろに実は正誤表みたいなものもついていたりするのでございますけれども、見落としの部分があるかもしれませんので、そのあたりにつきましては、会長、会長代理のほうと相談させていただければというふうに思います。

【平井会長】 ほかにいかがでございましょう。

はい、どうぞ。

【小野委員】 直接の話でないので恐縮ですが、今回の発注者、受注者の対等性につきましては、私も関心をさせていただいているわけですが、実は7月初めの新聞によりますと、競り下げ方式というのが新聞にちょっと出ておりまして、ちょっとそれについてお聞かせ願いたいと思いますが、いずれにせよ、入札の関係から契約に至るわけですけども、その前段階として、政府が物品や資材を調達するための入札方式で、複数の業者がインターネット上で安値を競り合う競り下げ方式を導入する方針を固めたということが新聞に出ておりました。

それによると、2010年度内に、まずオフィス用品の購入などに適用する。将来は公共工事の建設資材などに広げ、約10兆円に上る政府調達費の大幅な削減を目指すということになっておりました。決められた入札期間内、また時間内であれば、他社の提示した価格を見ながら、業者が何度でもそれより安い価格で入札をし直せるというこの方式が、まさか請負工事のほうに及ぶことはないと思いますけれども、これも「甲」「乙」の対等性の面から言えば、大変大きな問題であろうと思いますが、ぜひご見解をお願いしたいと思います。

【横山技術調査課長】 その報道は、私も拝見いたしました。今、具体的に私どものほうでそういう検討をしているとか、そういうことはございません。また、何かそれに関する内部で指示とか、そういうことが動いているということはございませんけれども、私自身は拝見しただけなんですけれども、物品のようなものと請負工事では全然性格も違いますから、同じようにできるというものではないのではないかとこのふうには思っております。

【小野委員】 ありがとうございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。矢野委員。

【矢野委員】 2点申し上げたいと思います。まず、当事者間の対等性の確保という考え方そのものは大変結構なことでありますし、ぜひそれは実行していかなくちゃならないというふうに思います。ただ、この中で第三者、調停人ですね。これを協議の最初から参加させていくという条項があるんですけれども、これはできるということでもありますから、必ずそうしなきゃならないということではないと思いますけれども、実際お話を伺ってみますと、しばしばトラブルが発生しているという現実があって、それを何とか修正したいという思いがここにあって、できるということ、言葉でそれが集約されているんだろうと思いますが、全く問題が発生していないところもありますので、これまでみんな画一的にやるということはよろしくないというふうに思います。余計な、当事者間にかえって負担を強いるということになりますので、本来、紛争というのは紛争が発生してから動き出すというのが、これは基本ルールだと思います。何もこの業界だけでなく、ほかの一般の民事事件を取り上げてみましても、それは原則でありますから、こういう規定を決めるということは、かなり特別な例外を設けるということになるんじゃないかと、私は法律の専門家じゃありませんが、そんな気がします。

したがって、この項目の運用については弾力性を持ってやると。お国がご指導されるについても、画一的ではなくて、弾力的に考えていくということが必要ではないかと思えます。手近な事例で恐縮ですけれども、高速道路会社の場合は、全く問題は発生しておりませんので、そこにこういう制度を導入するということは、実態としてまことに違和感があるということでもあります。しかし、問題が発生しているという分野があるということも事実ですから、そこにそういった救済の手段の可能性を設けておくということ自体はいいと思いますけれども、今、私が申し上げたような点について、配慮をして運用してもら

いたいというのが1つです。

それから、中間前払金制度の明確であります。これも業界によって随分関心が違うんだなと思いつつ伺っているのですが、私どもの会社の場合は前金払いプラス出来高払いなんです。それによって問題が発生したということもないわけでありませぬ。ですから、一律に中間前払金制度をつくるということは、部分払いを否定するものではないというふうに考えていきたいと思つたんです。結果的には中間払いと一致するかもしれませんが、より受注側にとって便宜がある方法でもあるわけですね、部分払いというものは。出来高払いというものは実態に即しておりますから。そういうようなことを当然前提にした制度設計であると、このように理解したいと思つますが、これは質問も兼ねまして、お伺いしたいと思います。

【平井会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【谷脇建設業課長】 最初の点の紛争の起こる前からという部分につきましては、趣旨といたしましては、発注者も受注者も双方のプラスになるようにという気持ちでございまして、もめてからではなかなか解決できないということで、その前段階で、これは強制するものではありませんけれども、できるということをまず規定いたしまして、双方でそういうふうにやってみようという場合には、事前の段階から第三者を入れるという形もあり得るのではないかとということで、これは政策的な部分も若干入っております。まずモデル的に、私どものほうで若干予算があつたりしますので、モデル的にこういう事前に入れるようなタイプを実行しつつ、現実の中で回るようにというふうなことをやっていきたいと思つておりますのが1つです。

それと、中間前金の部分でございまして、これは矢野委員がおっしゃられたとおりで、約款上も部分払いの規定は今までもございました。従前どおり、部分払いはできるという規定はそのままにしておりますので、そちらのほうがいいということであれば、部分払いを選択していただくという、その考え方は変わっておりませぬ。

【平井会長】 矢野委員のほうがちよつと早かつたようですので、お願いいたします。

【矢野委員】 今の問題提起に関連するものですから、先に。モデル事業を通していろいろと見ていくというのは大変結構なことだと思つたので、ぜひそれをやっていただいて、十分検証した上で進めていくということをぜひお願いしたいと思います。

【平井会長】 どうぞ、中村委員。

【中村委員】 土木工業協会の立場からちよつとお話し申し上げさせていただきますが、

今の矢野委員と業課長さんとのお話の中にもございましたけれども、これは一にかかって現場を円滑に進めていくというための当初の約款と、契約という趣旨だと思いますので、私ども、国土交通省さんをはじめとして、全国の発注機関の皆様と、毎年5月、6月、2カ月かけて北海道から九州まで9カ所で意見交換をさせていただいております。それは、その中の一番大きな柱は、いかに現場を円滑に進めていくかということでございまして、設計変更の円滑化やキャッシュフロー改善のための支払制度の改善などをお願いしてきたところでございますけれども、きょうこういう形で標準約款見直しという、私どもかつてないほどの厳しい経営環境の中で、まさに抱えている課題に着目していただいたということで、今お話にございましたような調停といいますか、第三者を入れる、入れないということも含めて、まさに現場を考えていただいている中でのご議論だと思っておりますので、大変時宜を得ておりますし、有意義なものだと思っております。まず、現場が円滑にというためのいろいろな制度であり、ご議論であることを大変私どもありがたく思っております。ありがとうございました。

【平井会長】 ありがとうございました。ほかにいかがでございましょう。
どうぞ。

【保田委員】 保田と申します。紛争審査会の調停をやっているものですから、その方向からちょっと。協議で調停人を立ち合わせることができるというくだりですが、工事が行進している途中の話だと思って、緊急性だとか、そういった問題が出てくると思うんですけれども、制度設計のほうも、その辺、早期に解決しなきゃいけない場合、事件が終わった後ゆっくり解決しましょうではない場合ですから、具体的にどのような形でどうするかということをお示しいただきたいと思っております。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございました。何かありますか。よろしいですか。
ほかにいかがでございましょう。

もし特にございませぬようでしたら、きょうお出しいただいたご意見も取り込めるのは取り組みまして、ここで、基本的には別添資料に出しておりますが、その内容で決定をいたしたいと思っておりますが、いかがでございましょう。古市委員のご発言にありました点は、約款を通じてか、あるいはそれ以外の方策を通じてか、よくわかりませんが、今、現に研究されているということでございますから、その結果を待っていただいて、一応原案としてお示ししたものに賛同いただけますかどうかお伺いしたいと思っておりますが、いかが

でございましょう。

(「異議なし」の声あり)

【平井会長】 よろしゅうございますか。それでは、ご異議ないようでございますので、ここにあります原案のとおりに決定させていただき、なお、運用その他、普及の面で国交省側にいろいろご努力をいただくという形にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、きょうの議題は一応これで終わりましたけれども、議事次第にある「その他」ですが、「事業仕分けの結果について」、事務局から説明をしたいということでございますので、お願いいたします。

【谷協建設業課長】 若干ちょっとお時間をいただきまして、「その他」ということでちょっと報告をさせていただきたいと思っております。資料3でございます。「事業仕分けの結果について」ということで書いてございます。5月21日に行われました、いわゆる政府の事業仕分けに、資料3にございます監理技術者資格者証の交付と監理技術者講習という、建設業法に書いてある仕組みでございますが、これが仕分けにかかったということでございまして、その点について若干報告をさせていただきたいと思っております。

資料の4枚目に監理技術者資格者証の話が出て、ちょっと簡単にどういった制度かというのをご紹介させていただきますと、左のほうに書いてございますが、建設業法上、一定の重要な工事を行う元請建設業者に対して、「監理技術者」を現場に専任で配置することを義務づけております。口のところで、1級施工管理技士だとか、そういう資格に加えて、以下の要件を満たすことが必要ということで、「監理技術者資格者証」を携帯していること、「監理技術者講習」を受講した者であることということが要件になってございます。その下にございますように、監理技術者資格者証を交付機関でございます財団法人建設業技術者センターが交付しているということで、そこにありますような絵でございまして、本人が確認できて、所属の会社が確認できて、どういう資格を持っているのかというのを確認できる。これは5年に1回更新をしないといかんということになっておったわけでございます。

右のほうにございますように、いろいろな資格の方が監理技術者になれますので、そういう方から申請をいただきまして、このセンターで適正性を審査いたしまして、この資格者証を交付している事業でございます。下にございます主な活用事例ということで、公共工事、民間工事、若干違いますけれども、入札・契約時のときのチェック、施工時の現場

での専任性のチェックといったようなことに活用しているというものでございます。制度の趣旨としては、技術者の配置の不正が行われないようにということで不正防止の観点からの制度でございます。

次のページに監理技術者講習というものも載せてございますが、これは下のほうにございますように、講習科目といたしまして、法律制度でございますとか、施工計画の話でございますとか、あるいは最新のいろいろな情報、こういったものを講習していただくという、こういうものであるわけでございますけれども、これにつきまして、これはそもそも、資料の2枚目のところに建設業法が出ておりますが、先ほど来申し上げておりますように、建設業法の中に規定されている制度でございます。その結果が、最初の資料3という1枚目のところでございますが、監理技術者資格者証の交付につきましては、論点といたしましては、この申請によりまして、監理技術者情報などのデータベースができています。現に非常に膨大なデータベースができていますわけでございます。これでございますとか、あるいは工事の情報を入れておりますコリンズ情報、こういうようなことを活用することによって本人確認ができるのではないかと。現場では受注者が提出した配置予定者と同一人物であることが確認できれば、データベースなどがありますとよいことから、証明書としての資格者証を交付し、携帯を義務づける必要が必ずしもないのではないかとというような論点、議論でございまして、私どもはいろいろとこの制度の考え方、必要性等を当時、説明させていただいたわけですが、評価結果としては「廃止」ということになってございます。

さらに、2番目で「監理技術者講習」、これにつきましては、論点として、制度の目的、資質の維持向上等々の制度の目的に照らして効果が上がっているか検証が必要ではないかということで、義務としての監理技術者講習の廃止という、そういう仕分けの結果をいただいているということでございます。

今後の対応につきましては、中で検討しているところでございますけれども、評価の結果も踏まえまして、技術者の適正配置の観点とか、あるいは不良、不適格業者の排除の観点から、監理技術者データベース、これは68万人分ほどのデータベースになってございます。これのあり方も含めた必要な方策でございますとか、技術者の資質、技術力の維持向上のために必要な方策につきまして、建設関係の企業の皆様、あるいは地方公共団体などの発注者のご意見も伺いながら、これから検討していきたいというふうに思っているということでございます。これからでございます。ある程度検討が進んだ段階で、また本審

議会のご意見も伺いながら対応していきたいと考えておりますということでご報告でございます。

【平井会長】 ご報告ということですので、承っておけばよろしい問題でございますけれども、ごく短時間で何かご意見等がございましたら、おっしゃっていただければありがたいと思いますが、いずれまた結果について報告されるとのことでございます。よろしゅうございますか。

それでは、きょうはご報告を承ったということにさせていただきます。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。本日の審議結果につきましては、この後、私から前原国土交通大臣に報告させていただきたいと思っております。

事務局から何かございますか。

【事務局（小林室長）】 それでは、事務局から2点ございます。1点目は事務的なことでございますが、本日の配付資料、ご郵送をご希望の方はテーブルの上にそのままにしておいていただければ、こちらで対応させていただきます。

それから最後になりましたけれども、国土交通省建設流通政策審議官の小澤より、委員の皆様方に一言御礼のあいさつを申し上げます。

【小澤建設流通政策審議官】 平井会長さんをはじめ、委員の皆様方には、4月22日の中建審の再開以来、今回まで3回の総会でございましたけれども、熱心にご審議をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。今回、ご審議いただいたテーマといたしますものは、前原大臣が本年3月に一応入札契約制度の改善にかかわる取りまとめを行わさせていただいたわけでございますが、その中の重要な柱でございまして、できる限り早くしっかりと対応していかなければいけないテーマだと思っております、この審議会の速やかなご審議、ほんとうに感謝する次第でございます。

経営事項審査の審査基準、これから改正いたしますけれども、運用基準などをできる限り早く整理いたしまして、省令改正等々の手続がございます。これをできるだけ迅速に行いたいと思っております。また、約款の改正につきましては、特に公共工事の約款につきましては、国土交通省分につきましては、できるだけ早い時期に直轄工事で導入いたしたいと思っております。また、それを含めた約款全体については、先ほど清原市長さんがおっしゃいましたように、現場で浸透するように、できるだけ周知を図って活用促進してまいりたいと、こう思っております。

また、きょうも大変いろいろご意見をちょうだいいたしました。経審、あるいは約款の

今後の検討課題といった形でご紹介させていただいたことが中心になろうかと思いますが、あわせて、最後にご報告させていただきました事業仕分けの結果を踏まえたような法律改正につながるような対応についても事務的に整理をいたしまして、また審議会のほうでご意見をいただきたいというような運びにさせていただけたらと思っております。今の私どものつもりでは、年内には、できるだけ早く、改めてこのような機会でもたお話しをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

建設業界は大変これから厳しい状況が予想されます。であります、建設業界が地域や、あるいは日本の経済を支える大事な産業であることは、これは私は変わらないと思います。そういう厳しい状況の中で、技術とか経営にすぐれた、ほんとうに地域、日本の社会に残ってもらななきゃならない企業が持続していけるように、行政としても一生懸命努力してまいりたいと思いますが、ぜひきょうお集まりの委員の先生方にも、これからも一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。これまでご審議いただきまして、ありがとうございました。

【平井会長】 どうもありがとうございました。

それでは、きょうで一段落ということでございますので、ご多忙中、何遍もお集まりをいただきまして、ほんとうにありがとうございました。

本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —